

## コロナ感染自宅療養等と入院給付金(医療保険)

入院給付金は入院に伴い発生する一時的な出費や入院期間中の収入減をカバーするもので、通常はけがや病気で入院したときの給付金として支払われます。

新型コロナウイルス感染者の急増により、入院療養できずに自宅療養等を余儀なくされている方がたくさんいらっしゃいます。 今回は自宅療養または宿泊療養と入院給付金について簡単にまとめてみました。

- 新型コロナウイルス感染者の自宅療養または宿泊療養について入院給付金対象としている保険会社が多くあります。

- 手続きについて

最初にご加入の保険会社に連絡して請求手続きについて問い合わせすることで手続きがスムーズにできます。

医師の指示での自宅療養や民泊施設療養が必要となった旨の証明が必要となりますが、証明書の取得手続きは医療機関により様々です。

- 保険支払対象期間(保険会社、契約により違いあり)

PCR検査の陽性が出た日から療養が終わった日まで

濃厚接触者などの疑いがある人が個人的に自主隔離したり、PCR検査の結果待ちの待定期間は請求対象外です。

- 入院給付金の請求により保険料が上がることは基本的にありません。

- コロナワクチンを接種することで保険契約が無効になることはありません。

保険金は自ら請求しなくてはもらえません。うつかり忘れている方もいらっしゃるかと思われます。給付金請求に期限はありませんので今からの請求もできます。対象の方は加入している医療保険で経済的負担を軽くしていきましょう。